慊堂諫艸

單

G 27
204

東京帝國大學圖書
B 23475

慊堂諫艸

下總國印旛郡八街町矢部健次郎藏

乍恐密々奉申上

私儀遠國之書生之所
大悟院様御部屋住之時被 召出格別之御厚恩
に而御内外之機密迄も蒙 御意
見了院様尚又同様被召使候所御打續
御逝去に付私儀最早遯世可仕奉存候所
御前様 堀田家より御相續被遊候に付存入候事
有之少閑思止り候其譯は
御前様は 堀田家之御正統に付堀田家御本末

御相續は道理之當然に御坐候得共　御家には
道灌様御血統儼然と御坐候を被指置
御前様御相續被遊候は乍恐御不道理と奉存
候其故は
大猷院様御代被　仰出候御定も有之いつれ同姓之
兄弟伯叔を養子に可致若無之時は母方妻方も
しそれも無之時は他姓に而も五十以前相願旨と
承居候所　御里様よりも
御前様を御末家御坐候所
見了院様に御假養子に御頼も

見了院様にも御末家御坐候所を
御前様を御假養子に御請被遊候も乍恐思召
御相違之御事に御坐候勿論
御前様其節は御幼年に付何之御辨も不被為入
候得は右之譯合
御前様御成人之上奉申上御家之御血脈に御傳
被遊候様之御時節迄はと奉存遁世之事見合
五个年之間罷在候所
先御両代様格別之御恩を蒙候所打續　御逝去
に而　御家御他姓に被為成候事傷歎奉存候

故にや追々病身に相成右に而は迚も此儀申上候
御時節迄は存命無覚束奉存候所
方叟様尚又
先御両代様御同様格別之御懇命に而追々申上
候事共御取用被下置候に付右之御血脈に御傳被
遊候御事柄を以て密々申上候所
方叟様にも至極尤之儀と御承知被遊いつれ只今
は幼年同様故不被申出
御前様御料簡出來させられ候御時節を御
待可被 仰進候との 御意に付最早私寸志

10〈加賀〉

方叟様御承知之上は大半相違候間此上は遁世仕
御奉公之心勞なしに病氣養生仕り日出度御
時節を奉待度隠居内願指出
方叟様にも委曲存寄奉申上候故
方叟様よりも
御前様へ御書被進右之御書を以て 御役人へ
御意御坐候に付私隠居も願之通被 仰付難有
奉存候此間之様に奉存候所最早十二年に相
成り私病氣も氣樂罷在候故にや此節は粗本
復仕候然所右 御血脈へ御傳之事御承知之

方叟様には七年前　御逝去被遊十二年前
方叟様迄申上候寸志は猶其まヽに相成候因而
方叟様御承知之思召を以
御前様に奉申上度七年以来日夜相考居候所
私も最早五十五歳に罷成り人生之轉變無覺束
風前之燭いまた消ぬ内と奉存此事奉申上候此
事御取用被遊候得は　御家之御繁栄
御前様之御賢徳も御器量も天下後世迄可奉
仰候私儀も一生仕候所之學問御用に立難有奉
存候若　御意に逆候時は御目通不相叶か御

咎被　仰付候か甚敷候はヽ御手討被遊候か何
れ私身分安穏なる譯無之候得とも廿四年以前
御奉公之始より　御家に指上候身分奈何様に被
成下候而も　御家之ため
御前様之ためなれはと十五年以来煉詰候存意
不包不隠奉申上候に付口上之内不届之申分も
多々可有之候得とも一片之赤心御憐愍能々御汲
分可被下置候抑
御先代様御初入部之節御末家内藏頭様に御
近脈御坐候所

御前様を御假養子に被遊候事無御據子細
有之其譯は御末家は御血脈且内藏様奥様は
兼而
大悟院様御養女に候得は尚太郎様を御願
可被遊之處今は古人ならせられ〻外祖父松平大
隅入道様御事御意に不被爲叶且は彼奥
様も
大悟院様御部屋に一年程も御逗留中御意
に不被爲入其上
御先代様にも當時廿七歳に被爲成候得は萬

一御大變之御心遣も曾而不被爲在惟御大法
に付御假養子之儀　水戶様　吉田侯なと御
間合御坐候所
方叟様　御城中に而
御前様を御假養子に御賴被仰入
御先代様を御招に而
御前様を御逢せ被遊候所不思議之御事
御前様御人品
御先代様と能も被爲似候故奠之御骨肉之様
被思召不圖御約束被遊候と御在所に而

御意奉伺候然所
御先代誠（様か）に御意外之御大變被為入候以來總
而御機密之事私不奉存候故いかゝ其後御
坐候哉承傳候には御役人中之評議やはれ
御先代様之思召同様に而尚太郎様御養被成
候而は大隅入道様奈何様之御我儘に而　御
家之御不爲に可相成と申事故孺
御前様御婿養子に御願被遊候様御取扱申
候由に御坐候右に付其節世上に而申候は堀
田様は張り當てられた手も濡さす五萬石を取

られた太田様は先祖代々御苦勞之遺領を血脉
之方をすてゝ他姓にわたされたなとゝ笑合申候
まして兩地御家來御領分之百姓迄　御遠祖道
灌様以來御連綿之御家御他姓に相成候事と
奉傷ぬもの無之候既に御在所より玉澤に　御
葬式之節道中之會符にも
御前様御家督前故堀田丈三郎内何ノ誰と仕候様
申渡有之候を承り或は悲み或は憤り不申もの
無御坐候私儀其節　御葬穴等之世話被　仰
付玉澤入道中御宿割兼御先に出立仕候に付

會符なしに罷越候所罷帰候節賄方申聞候
には先觸にも　堀田家内何ノ誰と申遣候間右様
に會符仕候段申候得ともしらぬ體に而其まゝ
り罷帰申候其節御供之面々之心持今も存出
申候得は昔戦國之時分敵に打負けたる亡國
之浪人なとゝは个様之心持に可有之なとゝ申合
候事に御坐候此は私始皆内藏頭様御夫婦
尚太郎様及其家來迄にも一人も存知不申者共
之心持に御坐候なれはゆかり抔有之ものは尚
更之事と奉存候右故以前

10（加賀）

御前様に掛川より引越候而始而　御目見仕候
節於西久保御殿御七疊最初に申上候は
嚴有院様御他界に而　御子様不被爲入候に
付御遺命に而
常憲院様御繼被遊候常憲院様は甲府清
容院様御舎君に付　清容院様之御子
文昭院様可被爲繼候所に御坐候處所
常憲院様御繼被遊天下之御政事は勿論直
御自身學問之御世話被爲在格別御出精御
坐候に付増上寺方丈より　御實母桂昌院様

一　将軍家天下之御政事に御心勞被遊候所
尚又御自身御學問之御世話迄被遊候而は
御氣根之御毒に御坐候間御異見被仰上候
様申上られ候時　桂昌院様仰せには　上様は
御家督を被爲繼候御身には無之候得とも
　御先代様御目金を以御繼被遊候事なれ
は天下之爲にはたとへ御命にさわり候とも可
被遊様にとてこそ可申上候に御異見申せとは
方丈はきこへぬ事を被申もの哉と被仰たり
御前様にも台恐御家を被爲繼候はつの御
身には不被爲在候得とも
見了院様御目金に而被爲繼候事
常憲院様之被爲繼候様之御事に御坐候間
　御家之御爲には格別に御心を被爲盡
候様可思召候御幼年に被爲入候得は只今
は御分り被遊間敷候得とも私御目見始に
第一に申上置候事御忘れ不被遊候様にと申
上候定而今にも御覽も可被爲入候必竟御
他姓之御養君故世上之風聞も御家來及百
姓共之氣受も御血脈之君同様には有御坐

間敷故追々
先御両代様之様に御尋等も御坐候はゞ旨
不及愚忠を可申上且宜敷御時節には此一事
も可申上と奉存候間先最初に此事申上置候
事に御坐候扨又
御前様御初入部之節咒詛之大形を御居間
之縁下に埋み有之候事を竊に私に御意
御坐候へと奉伺何ものゝ仕候事にや愚人の所
爲とは申上候得とも智者も愚者も 太田家之
家子郎黨なれは譜代 恩顧之身 御代々
御血統様に仕へ來り候所 御他姓に被為成候得は
御役人共及私共之様 御側近御懇命を蒙候妻子
人之外は
御前様之御繁昌を本心より奉願候ものは有之間
敷と勿體無き事に候得とも奉存候故其節も
御前様御他姓より御養君之御事格別に
御先代様御志を繼せられ御仁政を不被為行候
而は臣民の心を服させられましくと御請申上候
は定而又 御覺可被遊候其節此一事も可申上
哉と奉存候得とも

方叟様之御意も承知仕候事此一大事迂闊に申上
萬一御意に逆候而は呑聲て御時節之至る迄と
見合罷在候内
方叟様にも御逝去被遊 薄々承知候得は 敘次
郎様御假養子に被爲成候趣に御坐候夫に
而は 御初入之節もやはれ 敘次郎様に被爲入
候而
方叟様にも全く
御前様自然御氣被付候を御待に而一向私申上
候事なとは御話も不被爲在候事と奉察候得

は尚以御時節之至を相待候事所要と奉存候○
然所去十月中中村彦右衛門申聞候は此度 闇
樹院様御位牌両地とも御菩提所に無之候に付被
仰付候 右は神主に被遊候間右寸法製作等私よ
り木津屋へ申付候様且又 御裏書を 御筆に而
被遊候間御文章案一寸仕と申聞候扨此 闇樹
院様御事は 瑞華院様御掛りに而御撰之寛永
系圖にも不被載之
御先代様いまた洋之進様と奉申上候節熱海
御入湯に而始而御聞に入其地医王寺に御墓並

御位牌御坐候に付御参詣被遊私も其日御供仕候
而御墓も今に相覧申候夫より始而 此君之事御
家中にても存候事に御坐候夫より 此君御生害
被遊候を此様に御構無之により 御家之御血統
御衰微も 此君之御祟もやと申様之説も有之御
墓碑なとも
御前様御代に相成り候塩宗山勤中申上出來仕
候此度尚又御位牌之事被 仰出候も 御血脈
之
御奥様御癇症に被爲入

御前様にも女中腹に 御姫様兩度御誕生之所
何れ御早世近日尚又女中流産仕候事なとも思合
候故右 御位牌も出來候由實之事に御坐候哉
御奥に而は見修院様被相越
御奥様に御病氣之祈禱とて御勸被申上毎日鰻
鱺を放生御坐候由右は風聞に而虚實之事は指
置右様之風聞御坐候も皆 御血統御衰微
御前様御養君に被爲入候事故 御側近面々存付
奈何様にも 此上之御繁昌を願候心より起り事に而
いつれ神妙之事其忠誠感し入候事に御坐候へ

然理否不相分之心より起候忠誠に而必竟埒も無
き乳母かゝ之誠に御坐候放生之事なくは取揚て
論するに不足候

武庵様小田原御出奔之節 閑樹院様は御嫡
子之事故さそや御連れ房州へ被爲落度思召さ
んなれとも右様被遊候内には御身之上危く 道
灌様之御血統も夫迄に絶候故無據其儘に被
指置御出奔被遊候故御家今日之御繁榮も
被爲在候戰國之世武家之子君父之ため死ぬる
は當りまへ之事聊も可恨道理無之候萬一 閑

10 (加 製

樹院様御祟御坐候はゝ 御舎弟重正君御
旗下に被爲召候節か其御子 瑞華院様御大
名に被爲成候節に御祟可有之それはなくて二
百四五十年の後十二歳之御小兒様か始而御祟
に而御血統もたへ

御奥様御癇症 御姫様連々御早世なとゝ申
事可被遊道理無之候○もしや世人の中祟りと
申事彌有之事ならは私所見は尤に違ひ申候
抑御家の初は清和ゝの皇子桃園親王より源三
位頼政卿以來 道灌様を盛とす夫より見る院

様にいたり始而御血脈絶へさせられ候誰にもせよ
其子其孫を外にいたし何の罪咎もなき血脈を
打捨置他人の子孫を養子にして先祖以来之家
を譲り與へ候事あるへきやもし左様之事を
子孫にいたしたらんには先祖たるものもし存生
ならは承知いたすましくされは死後之霊有之
候はゝ心よき事は無之祟りも有らはあるへし桃園
親王以来三十餘代の御先祖様方もし尊霊如
在ならは　御末家に　御血統あるまと
御先代様　御役人共御構不申武内宿禰公の御

子孫に何故なく　御家を御継せ申たらは此こそ
三十餘代之尊霊御恨一圓りになり候て祟玉ふ
事も可有之候个様之事和漢に例甚多候得とも
私共は決而構不申〇必竟男子血脈にて家を継
候譯何によらす男女雌雄牝牡とも人より鳥獣
迄皆男の方の種を女の方にうけてそれを子宮の
内に而育て人は十月にて生れ馬は十二月にて生れ申
候故男ならては種無之女ならわは其種を育す
る事出来不申候なれとも女に種なき故貴人の
種を下賤の女か産み候てもやはれ貴人に御坐候

貴人の女た賤男の種を産候ても貴人にはなり不申候此七にて血脈の道理粗明に分り申候然所神不享非類とて先祖死後の鬼神を神と申て血脈か一氣故血脈の子孫に其神より候而祭をうけ申候種かわりの異姓には血脈のかよひ無之故祭り候とても先祖の神受ける道たへ申候左すれは異姓にて其家を受しはたとへ女に婿を取りても其子は婿の血脈故女の先祖とは血脈のかよひ無之候故他姓にて受しは其家の先祖より所を失ひ申候其を神不享非類と申候なれは先祖の根は定

而可有之なれとも死者神となる上は生人のように其心に喜怒なともなく惟子孫により候迄故祟と申事は無之候必竟祟と申ものは死者には無之皆生者の心より起り申候生て居るもの死者に對し何そ不道理の事有之より何か禍か有か迷惑なる事有かすれは彼死者之祟てはなきやと疑ふ所に坊主や山伏やか説を乳母やかゝよりとかく申といつとなく真にうけるより心の迷となり候の業か動ても鼠か騒いてもそれ出たそれ來れと存するように恐候ものゆ其心か積り候と病氣になり

たり或は狂氣したり横死したりするにいたる也は
兼て御讀遊し、左傳に妖由人興と御坐候也
然れは道理之明なる人には祟と申事無之候道
理之暗きものか寄合て其心か一團りになり候得は
夫か祟となり候て其家かたへ亡るにいたるもまゝ
御坐候されは世に祟なしと申道理白明に見拔
候ものは萬人に一人もなくいつれも道理暗き人は
かりに御坐候それ等の迷の心より起るか誠も偽
りも一團になりて祟と申事に相成り候たとへは
御支配の堀の内祖師は木にて刻みたる像にても

とは日もん谷に某と申日蓮宗の寺有之所住僧不
届之事ありて其寺取拂に被仰付たるを禪か
天台にて其寺をもらひ申候其節彼木像は門前
にすてられたるを日蓮宗之道心坊背負て堀の内
へ參り日蓮自作とやらん申より彼宗のものとも
追々尊信しと次第に榮へ今はいさりか立たの死者
か蘇たのと申にいたる也木像に靈有るにはあら
されとも尊信の夥敷故其等の心か一團りになる
故其様なる不思議もある様になり申候それ迚
道理の明なる小勢は道理の暗多勢にはかたれ

不申候此七ヶ人情と申候されは
御前様の御家を継せらるゝと数千の御家來
六七萬の百姓ともに道灌様以來血統たへたりと存
し候心こそおそろしく奉存候たとへ御役人共と
御側近く御懇命を蒙候ものと数十人くらいに
て根氣限り奉補候ても六七萬以上の道理暗きも
のゝ思か一團りに集り自然と結て祟となるには
とても勝たれ不申候右に付申上候は古より轉
禍為福と聖賢も被仰候り今其祟を引かへ福と
遊し数千の御家來六七萬の百姓は申に不及上は

10 (加製

公方様を初奉り天下中に世にもめて度賢君と
御前様を稱し奉りしかも
御夫婦様より御子孫迄御繁榮相違なき道理に遊
しかたは前文申上候御養子の御事惟
御前様の急度かく遊し度と申御一念にて此掌をか
へすよりもやすき御事に御坐候尚太郎様は最早
廿歳近く
御前様御養子には御不釣合にも可被思召其下に
猶御幼稱之方両三人も御在候様に承及候右之内
を御撰被遊御壹人御養子に被成候は萬一

御先祖様方此迄御恨御坐候とも誠の御血脈に
御かへし被遊唯今迄御祭もたへさせられたる所再ひ
御血脈によらせられ候ように成りたる上御歓ひ
被遊六七萬の御家來御百姓も難有
我君の思召哉としるもしらぬも可奉仰其難有と
申大勢の心か一團りに相成候得はそれか御繁榮
の根本にて御役人共御側近御懇命を蒙るものと
もと數千の御家來六七萬の百姓ともと一同に御祈
禱仕るにて御坐候それより
上様にも必定御感心被遊

御前様は御年若には候へとも格別の心懸ケある
ものと自と御覺も深くたらせらるへし且は前文中
上候
御前様御家に御養君に被為入候を世上にて
堀田様は張りあてた手も不濡に五萬石をとられ
た太田様は先祖代々御苦労の遺領を血脈の方
をすてゝ他姓にわたされたなとゝ笑合申候ものと
もゝ奈何様
御前様は御厚運御厚運之御方はまた格別之御
器量御徳義もあらせ候もの哉　堀田様は養子に

しやつたり　太田様は養子にもらつたりと
方叟様にも
見了院様にも御養實とも格別之御深慮御坐候
と以前之笑合候事を引かへ御譽申上奉るべし左候
へは天下後世迄
御前様之御名譽傳候事無疑御うけ合奉申上
候〇个様申上候ても證據なき事にては御疑も
あるべし其證據と申は昔水戸御初代中納
言頼房卿に二人の君殿あり御兄頼重君は頼
房卿の御意に不被為入因而十二萬石の高松家

と被為成其舎弟光圀卿を六七才にて御家督に被
成候世に名高水戸黄門義公様にて御在候義公
十五六歳に而史記の伯夷傳を讀玉ふて殷の世
孤竹といふ小國の君に伯夷叔齊と申兄弟の子あり
父君兄の伯夷をすてゝ弟の叔齊を世嗣と定られ
たるを父卒して叔齊兄の伯夷に譲りて兄こそ家
督を繼べしとありたれは兄の伯夷は叔齊の家
督たる事父の命なりとて出奔されたり叔齊もま
た兄のうくべき家督を受るは不義なりとて出奔
しぬ此にたいて國人其中子を立て家督とすといふ

にいたりて吾等家督となり兄君を高松の末家にしてはすまぬ事と思召夫より妾腹に懐妊するものあれは甘藥を用て流産せらる御本腹の御子を高松家と嗣しめ高松家の慈殿を御養君に遊さる此水戸三代目中納言綱條卿なり夫故水戸義公を當時

嚴有　常憲御兩代にも格別御尊敬被遊今日迄も

義公申せは誰にても難有御君と申様に御名譽傳り申候此は御兄様の御家督たるきを父の命故御幼年にて何の辨へなく被爲受候を御成長にて不義と思召候て其御子様にかへし玉ふなり

御前様にも御幼年に而御家を繼せられたる事義公と御同様に被爲入候得とも

御前様は紀姓にて御家は源姓なれは水戸と高松家との御兄弟とは猶又格別之御相違に御坐候兄の家督を同腹之弟受たるさへ右之通なれは御紀姓に而源姓を被爲繼たる所を能々御推窮被遊候へとも御末家より御養子の御事急度思召被立候事奉恐道理にも人情にも難遁

御事に御坐候○扨又世に子供なしとて養子す
れば後には必す子供出來申候常に申順養子
と申は皆此類に御坐候也今其一事を擧れは昔
毛利中納言輝元卿今は防長二國主に候へとも其
節は中國にて十ケ國を領せらるゝ所御男子なし
時に太閤様の御臺所松丸殿の甥子に金吾殿杉原
氏と申在り太閤様御子分になされ輝元卿へ御
養子に被遣たく思召輝元の叔父小早川隆景卿
に仰せには輝元に子なしいかゞすると御意ある
時隆景卿名ある知勇の人なれは此は金吾殿

を養子に被下となり左すれは毛利家の血統絶て
杉原氏になる事殘念なれと存し急に存付申
上らるゝには一族の内某と申もの後には參議秀
元卿と申すと一族共思付居候間近日之内養子
願可仕積に御坐候と申して國許に急に使者
を遣し右之通取極願出されたりなれとも太閤の思召に背かれた
れは始終本家のため悪からん我に子なけれは我國を
すてゝ本家をたてんと太閤より拜領の筑前全國
をもて金吾殿を養子に願はれたれは即願之通仰付ら
れたり金吾殿を引とられ自分よりは即日隱居して父元就
卿にもらはれたる備後栫原の城に引とらるゝ昔の知者の
本家血脈を重んせらるゝかくのごとし
右に而毛利家連綿として今に至るさて秀元卿

養子に成田小此は輝元卿の父方の姓也の其後輝元に餘多御
子出來玉ふ其一人は御家督の秀就朝臣に而
御坐候其一人は毛利日向守就隆と申す今の毛利
大和守樣の祖となられる此は申上るも恐れ多候得
とも御朝夕を調へ申飯尾宇八郎妻たと要り候
て十年餘も子なき故何某の子を養ひ候所夫
より十年無子の妻か年子のように産出し今
は子供多に而難儀仕候程にいたり申候此類を
御覽あそはし此には面白譯合御坐候得とも戯
に近く候ましいつそ御笑草に可申上候まし此

にはとらし不申上候○扨前にも申上候御家來
より御百姓迄道灌樣以來の御血脈御他姓に
なり候を奉傷候本心底意を汲取らせられ御血
脈の御養子被遊たらは御家來百姓とものの歡は
申に不及三十餘代の御尊靈樣にも御憑依の
所なく御祭りにもほしかりしか候又
御先代樣を通りにならせられしを御滿悦被遊
御前樣此御德義冥理にかなひ自然と御子樣
も餘多御誕生あらせられ
御奧樣にも御快復且申上候も恐多奉存候得

10 (加 製

とも
御前様にも我等養子故と御心に常に御ひけ
被爲在
奥方様にも　殿様には御養子なり身は御血統
の御事と思召候得は自然と御我儘の御心も
いらせられ候所ニ度
御前様御血脈を御養子御家督は其御方と御
取極御坐候得は
奥方様は
御前様の御家に御嫁入被游候同様之事且は

御前様右様に御義理を被爲立候に自然と御
感心被遊御癇症も御平愈あらせらるゝ筈に御
坐候个様御坐候得は
入候而
御前様に常に我等養子故と御引けの心被爲
奥方様にも御遠慮被遊　御役人共へも御心置御
坐候も雲開て月さへわたるように一時にさらりと
御快然御心暢々可被遊第一には
方叟様は張あてた　太田様は何やらんなと世上
に申諭ときへ

御前様廿四歳にて重き御役も被爲 仰蒙候
御厚運之所右様之御美事御坐候得は前にも
申上候
上様之御寵遇益深可思召左すれは御昇進も
別而御早被爲在候事當然之御儀と奉存 御
養實共に被對御義理も御孝道も十分相立申
候物以後
奥様に 若様御誕生御妾腹にも御出生被爲
在候はゝ 御嫡子は御順養子なりとも 御
庶子は御里様御本末へ御養子なりとも思召

次第御物入らハ可被進候此御事に付猶此上に申
上候事も多少御坐候得とも餘りに長言に相成
候間先此段迄申上候 御覧之上猶又御不審
等も被爲在候はゝ一々御糺明可被遊候右に付
私申上候儀不届と思召候はゝ奈何様にも可被
仰付私申上候儀に付聊も道理に背申事御坐
候か虚僞不實御坐候はゝ 天神地祇 御家
三十餘代之御尊靈様目前に御冥罰可被
遊候事と可思召候以上

臣

復恐惶昧死言

上御直覧

別紙

本書中上候主意御納得被遊候ハヽ早速御
決断被遊外記へ御相談及両地御年寄一統へ
御書を以可被 仰喩候其御案文愚意如
左
吾等事 御先代様思召に而假養子に被成候
所意外之御大變に而不料も御婿養子に相成
候實は 御家に 御先祖様右様之御手當と

し之末家被立置候内御血脈有之所
當時吾等幼年に付何之辨へも無之他姓を以て
御家を繼候事近比不安之事と存候附内蔵
頭子共之内相應之者一人見立候而吾等養子に
いたし 御先祖之血脈に及し度と存候也其方達
奈何存候哉兩地能々打合無遠慮可申聞もし
義理之當然と存候ハヽ吾等存意と相違候様
可致候近日尚又心掛り等も有之候附急度申聞
候也勿論養子致候上吾等子共 奥方に出來候
上はじゆん養子なりとも妾腹に有之候ハヽ里

方本末も餘多有之候間養子に遣候而も不苦所
へ遣され候様可致候此段急度申入候以上

文政乙酉

二月　日　　御名

太田外記殿
四宮與左衛門殿
若林左忠殿
甲賀杢助殿
福嶋幸内殿
河野加右衛門殿

此御書は後世にも殘候間右様に急度年
月姓名とも被入置候様仕度候
右之通にて御主意相違候くれぐれも無御疑
此度御決斷被遊早々被仰出候様奉願
候世にす善尺魔と申諺も有之候間善事
は速に取行候はねは出來ぬものにて御坐
候夫故兼而御讀み被遊候説苑にも周武
王太公望に御尋に天下何事か尤不吉なる
ものそとありし時太公望留善不祥と對ら
れたり其意は善事とりなからそのなり

留置候との事なりと也右故返々も此事御
急き被遊候様申上候
尚又此義御本心兼而被思召付候間すゝと
被仰付候而至極宜敷御坐候得とも左
様被遊かたく候はゝ外記へ内々御相談之所
義理之當否は尚又私へも　御意御坐候所私
し御尤千萬と奉申上候間被仰出候之申
候而も可然候乍然御獨斷を以すゝと被仰
出候方格別ニ美敷被奉存候

復
又白